

容器包装リサイクルシステム フランス

法律	包装廃棄物デクレ (Decret n° 92-377 du 1 ^{er} avril 1992) (1992年4月制定 1993年1月施行)
対象製品	家庭から排出される全ての包装材 (販売用包装のみ、びん、缶、プラスチック容器、紙袋) 家庭系以外の包装廃棄物については、別の包装廃棄物デクレ(1994年)が制定されている
リサイクルシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ フランスでは、ドイツと異なり企業や産業界に包装廃棄物の回収・リサイクルや費用負担を任せるのではなく、回収に関しては従来通り市町村が実施することとし、回収された包装廃棄物のリサイクルのための処理責任と費用負担を事業者へ求めている。 ・ 家庭系のごみ処理に関しては、従来、各地の市町村中心の公共サービスとして実施されてきたシステムを踏襲している。 ・ 具体的には、包装材に関連する業者は「エコ・アンバラージュ社」(Eco-Emballages S.A. : EE社)と委託契約を結び、EE社では回収を市町村、再生を再生業者に補助金を支払って委託し、リサイクルシステム全体の管理を行っている。 <p>なお、製造業者では、エコ・アンバラージュ社に委託するほか、自主回収(デポジット)も選択できる。</p> <p><エコ・アンバラージュ社委託の場合のリサイクルシステムフロー> 包装廃棄物の回収・再生利用について、製造・流通業者と委託契約を結ぶ(EE社と委託契約を結んだ企業は、対象商品へロゴマーク(ドイツと同様の緑のマーク「le point vert」)をつけて販売、EE社に委託料としてライセンス使用料を支払う。) EE社は、市町村に包装廃棄物の回収作業を依頼し、経費の一部を負担(援助)する。EE社から作業委託を受けた再生処理業者が、市町村が回収した包装廃棄物を引取り、再生処理を行い、再生された2次原料を需要産業(再生利用業者)に売却する。</p> <pre> graph TD Mfg[製造業者 (包装・包装材業者 中身業者・輸入業者)] -- "ロゴマークを付けて販売" --> Cons[消費者] Cons -- "包装廃棄物" --> Muni[市町村] Cons -.-> "包装廃棄物以外の一般廃棄物" Muni Muni -- "分別収集" --> Muni Muni -.-> "焼却・埋立処分" Disposal(()) Muni -- "引取" --> Rec[再生処理業者] EE[E E 社] -- "有価物の買取り 分別収集への資金援助" --> Muni EE -- "作業委託" --> Rec Rec -- "引取" --> Reuse[再生利用業者] Mfg -- "ライセンス料支払い" --> EE </pre>
リサイクルシステムの管理運営	<p>エコ・アンバラージュ社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1992年11月、包装・包装材の製造業者や中身業者等が共同で設立 <p><具体的な役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約を結んだ事業者にロゴマークの使用を許可し、ライセンス使用料の支払いを受ける ・ 自治体の分別収集の組織作りの支援や財政的支援を行う ・ 再生処理業者への作業委託

生産者の役割	回収への関与	・なし
	リサイクルへの関与	EE社へ委託の場合： ・なし（EE社設立への参画） 事業者による回収（デポジット）の場合： ・あり（第三者への委託も可能） 事業者による回収（デポジット）はほとんど行われていない
	費用負担	EE社へ委託の場合： ・製品毎にマークの使用契約を締結 ・ライセンス使用料を支払う 回収・リサイクル費用の商品価格への内部化 事業者による回収（デポジット）の場合： ・包装廃棄物の回収と消費者へのデポジットの支払い
	製品設計	・リサイクル性に配慮した設計 ・事業者による回収（デポジット）を行う場合、デポジット制度による回収対象である旨の表示を製品に実施
	情報提供	・環境、産業各大臣および環境・エネルギー管理事業団に対する活動書の提出及び製品流通量・回収・リサイクル状況の報告 ・一般消費者に対するリサイクル推進のための情報提供
関係者の役割	市町村	・最終消費者からの回収 ・回収システムの管理
	販売業者	事業者による回収（デポジット）の場合： ・包装廃棄物の回収と消費者へのデポジットの支払い 事業者による回収（デポジット）はほとんど行われていない
	再生処理業者	・EE社から作業委託を受け、市町村が回収した包装廃棄物を引取 ・再生処理を行い、2次原料を需要産業（再生利用事業者）に売却
	消費者	・分別排出

* 製造業者の定義(第2条)：製造業者とは、何人であれ、業として、上市させる目的でその製造物を（自ら）包装し、または（他人に）包装させる者をいう。

* ドイツとフランスの販売業者の責任を比較すると、ドイツでは、販売業者の回収・再生責任が明確であるが、フランスでは、製造業者もしくは輸入業者が特定できない場合にのみ、販売業者に回収・再生責任が課される。